

サービスの種類(細区分) IPルーティング網接続専

伝送方式の種類

品目 IPルーティング3種

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府
北海道	40,747																									
青森県		6,885																								
岩手県			7,688																							
宮城県				22,090																						
秋田県					5,803																					
山形県						5,426																				
福島県							11,783																			
茨城県								21,958																		
栃木県									14,006																	
群馬県										14,497																
埼玉県											58,486															
千葉県												53,045														
東京都													290,611													
神奈川県														101,773												
新潟県															15,878											
富山県																										
石川県																										
福井県																										
山梨県																			6,633							
長野県																				15,359						
岐阜県																										
静岡県																										
愛知県																										
三重県																										
滋賀県																										
京都府																										
大阪府																										
兵庫県																										
奈良県																										
和歌山県																										
鳥取県																										
島根県																										
岡山県																										
広島県																										
山口県																										
徳島県																										
香川県																										
愛媛県																										
高知県																										
福岡県																										
佐賀県																										
長崎県																										
熊本県																										
大分県																										
宮崎県																										
鹿児島県																										
沖縄県																										
合計	40,747	6,885	7,688	22,090	5,803	5,426	11,783	21,958	14,006	14,497	58,486	53,045	290,611	101,773	15,878				6,633	15,359						

注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
 注2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
 注3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
 注4 品目ごとに別業とすること。
 注5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
 注6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
 注7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
 注8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
 注9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
 注10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

